

## 令和6年度八戸市商店街持続的活性化支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 市は、商店街を中心とした自発的な街づくり活動を促進し、商店街の持続的な活性化を図るため、街づくりに参画する団体（以下「街づくり参画団体」という。）が行う商店街を中心とした持続的活性化支援事業（以下「持続的活性化支援事業」という。）に対し、令和6年度予算の範囲内で、八戸市商店街持続的活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において街づくり参画団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合
- (2) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合
- (3) 任意の商店街団体等であって市長が認める団体
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会
- (5) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (6) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う者を主たる会員とする一般社団法人又は一般財団法人
- (7) 第三セクター

第三セクターとは、次に掲げるものをいう。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であって、地方公共団体及び商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が資金を拠出しているもの
- ② 地方公共団体が資金を100パーセント拠出している公益法人
- ③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する特定会社であって、地方公共団体が出資しているもの
- (8) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、市長が街づくりに関する活動を行う団体と認める法人
- (9) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学又は高等専門学校
- (10) 商店街の活性化を図るため、事業を行おうとする上記以外の団体で市長が認めるもの

2 この要綱において持続的活性化支援事業とは、街づくり参画団体が商店街の持続的活性化のために取り組む事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。ただし、環境整備に係る事業を実施する場合は、次に掲げる要件に加え、商店街活性化プラン、中

心市街地活性化基本計画等を具体化するために必要な取組であることを要件とする。

- (1) 商店街のにぎわいの創出に資するものであり、商店街が中心となって取り組む事業であること。
- (2) 商店街が地域コミュニティの担い手となるために、地域住民の需要を捉えながら、今後の可能性を開く要素がある事業であること。
- (3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）終了後も取組の継続又は効果の持続が見込まれる事業であること。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 納期到来分の法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の滞納がないこと。
- (2) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (3) 過去1年以内に罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、会則等の写し
- (2) 役員名簿及び構成員名簿
- (3) 事業計画書（別記第2号様式）
- (4) 収支予算書（別記第3号様式）
- (5) 市税納付状況確認同意書（別記第4号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定した場合、規則第4条第2項の規定により次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、補助事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 事業終了後30日を経過する日又は令和7年3月20日のいずれか早い日までに実績報告を行うこと。
- (3) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、事業計画変更承認申請書(別記第6号様式)を市長に提出してその承認を受けること。ただし、別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更(補助金の額の増額を伴わないものに限る。)については、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(別記第7号様式)を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに事業遅延(事故)報告書(別記第8号様式)を市長に提出してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(規則第19条に規定する者に限る。以下同じ。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供しないこと。ただし、第13条に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (9) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳(別記第9号様式)その他関係書類を第13条に規定する期間、整備保管すること。
- (10) 規則第19条の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

(取下期日)

第8条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和7年3月20日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳（別記第9号様式）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たっては、消費税及び地方消費税に係る控除対象仕入税額のうち、補助金に係る部分が明らかな場合には、当該控除対象仕入税額を減額して報告するものとする。

（確定）

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（交付時期）

第11条 補助金は、規則第4条の規定によりその額の決定した後、補助事業者からの請求書（別記第12号様式）に基づき、概算払により交付することができる。

2 前項の補助金の概算払を受けた補助事業者の補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還するものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第12条 規則第19条第2号及び第3号の規定により市長が定めるものは、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

（処分の制限を受ける期間）

第13条 規則第19条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（消費税等に係る控除対象仕入税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る控除対象仕入税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る控除対象仕入税額報告書（別記第13号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る控除対象仕入税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

(事業完了後における現況届の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後(補助事業完了日から起算して1年を経過する日、3年を経過する日及び5年を経過する日)の状況について、現況届(別記第14号様式)を作成し、当該日が属する年度の翌年度の4月30日までに市長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月7日から実施する。

別表（第4関係）

補助対象経費	街づくり参画団体が行う持続的活性化支援事業に要する経費	
	経費区分	内容
	謝金	委員、講師及び研究員等外部専門家（街づくり参画団体の会員、組合員又は役職員等の内部関係者を除く。以下同じ。）に対する謝金
	旅費	(1) 委員、講師及び研究員等外部専門家に対する旅費 (2) 職員、役員等に対する旅費
事業実施に係る経費	会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、景観整備費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、印刷製本費、光熱水費、その他の経費（その他市長が特に必要と認める経費）	
補助金の額	通常枠	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、800,000円を上限とする。
	特別枠	持続的活性化事業が次の要件を満たす場合、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内の額とし、1,000,000円を上限とする。  （要件） 組織の統廃合、統合組織の設立、新たな街づくり組織の設立、組合員の増員につながる取組等、商店街の組織基盤の強化につながる取組を伴うこと。